

平成 28 年度 第 1 回札幌市入札・契約等審議委員会の審議概要

1 開催日時

平成 28 年 6 月 8 日（水） 15：00～17：00

2 開催場所

札幌市役所本庁舎 18 階 第 4 常任委員会会議室

3 出席者

(1) 委員

高野委員長、阿部委員、遠藤委員、中川委員、武者委員

(2) 札幌市職員

財政局管財部長、財政局工事管理室長、財政局契約管理課長、財政局工事契約担当課長、財政局技術管理課長、財政局建築設備検査担当課長、交通局総務課長、水道局総務課長、病院局経営企画課長 他 9 名

4 次第

(1) 開会

(2) 財政局管財部長あいさつ

(3) 委員・出席者自己紹介

(4) 委員長選出

(5) 委員長あいさつ

(6) 職務代理者の決定

(7) 事務局からの報告

ア 政府調達協定の対象契約について

イ 参加停止措置状況について

ウ 工事等発注状況について

エ 工事検査について

(8) 平成 28 年度委員会開催予定について

(9) その他

(10) 閉会

5 審議概要

(1) 委員長選出

委員の互選により、高野委員が委員長に就任した。

(2) 職務代理者の決定

委員長の指名により、中川委員が職務代理者に決定した。

(3) 事務局からの報告

ア 政府調達協定の対象契約について

【委員】 「ミャンマーとの動物交換プログラムに係る寄贈動物」という契約は、随意契約でなければできない案件か。

【札幌市】 ミャンマーの動物園から円山動物園に象を譲っていただくにあたり、札幌市から先方に寄贈する動物を購入するための案件。先方が希望する複数種類の動物を取扱っているのがタイの事業者であり、調達に際して、競争入札に適しないと判断して随意契約としたもの。

【委員】 「平成 28 年度札幌市中学校外国語及び小学校外国語活動に関する指導業務」という契約は、契約金額がかなり大きいですが、先般、派遣中止という報道がなされた記事と関連があるのか。

【札幌市】 お見込みのとおり。業務の履行は平成 28 年度だが、債務負担により平成 27 年度中に契約を締結。必要な人員を確保できず、契約解除に至った。改めて、小学校と中学校の 2 案件に分けて入札を行い、どちらも同じ企業が落札したが、平成 28 年度の契約案件となるため、本報告には含まれていない。

イ 参加停止措置状況について

【委員長】 参加停止措置をした企業名は公表されるのか。

【札幌市】 札幌市のホームページで公表している。

【委員長】 それは、かなりのペナルティー。入札への参加停止に加え、信用にも影響が出てくる。

【委員】 措置期間は細分化されているが、内部的な基準があるのか。先例を参考として決めているのか。

【札幌市】 中央公契連モデルに基づいて、「札幌市競争入札参加停止等措置要領」という規定を設けて、措置期間の基準を定めている。概ね前例を踏襲して期間を決めている。

【委員】 繰り返し参加停止措置を受けている企業はあるのか。また、累積的な場合はペナルティーの加重があるのか。

【札幌市】 談合関係は過去3年以内、それ以外は過去1年以内に参加停止措置を受けていた場合、参加停止期間を2倍にしている。工事関係は、性質上、事故が起きやすいため、数年前に措置を受けた企業が再度という程度の事例はある。

ウ 工事等発注状況について

【委員】 指名競争入札の実施件数が、ずっと「ゼロ」となっているが、他の自治体も同様か。札幌市だけが特別か。

【委員長】 他の自治体では、指名競争入札がかなりある。

【札幌市】 札幌市でも10年程前までは指名競争入札が主流であったが、現在は、企業が自由に参加できる一般競争入札にシフトしており、工事及び設計等の業務については、指名競争入札は一切していない。

【委員】 土木系工事でくじ引きの発生率が高い。くじ引きを解決していくには、原材料の価格や試算の根拠などの情報公開の範囲について、再度、検討していく必要があると考える。

【札幌市】 積算単価の公表が最低制限価格でのくじ引きの多発の要因であるが、くじ引きが多発すること自体を好ましいとは認識していない。一方、業界からは、情報公開を求める意見が多い中で、設計単価等を非公開に戻すことは非常に困難。

【委員】 単価公表の結果、くじ引きの増加により適切な契約の相手方の選択がなされていないこと自体の是非が本委員会の審議事項である。改めて、情報公開の範囲について、検討していくべきと考える。

【札幌市】 くじ引きは法令上、正当な手続きだが、優良な企業が受注できない悪循環を生じさせる。札幌市が総合評価落札方式の拡大に積極的に取り組んでいるのは、品質確保を図るため、単なる価格競争によらず、技術力の高い企業が受注をしやすいとする観点から。このように、くじ引きが発生しにくい入札制度の活用により、単価公表の影響を補完できるところもあるが、企業に積算努力を求めていくことも検討させていただきたい。

【委員長】 くじ引きの防止も本委員会の審議事項と捉えてよいか。

【札幌市】 過去の市長への意見書にもくじ引きに関する提言が含まれている。積極的な御意見をいただきたい。

【委員】 くじ引きは、ある意味、公平であると受け止めることもできるが、くじ引きで粗悪な事業者が落札したことにより品質が低下した事例は結構あるのか。

【札幌市】 一般競争入札においては、同種工事の施工実績など、様々な参加条件を付して入札参加者を制限しており、適切な現場管理も行っている。また、最低制限価格等を設け、ダンピング受注を防止しているため、くじ引きであっても品質低下等の問題が生じた事例はない。

【委員】 くじ引きの発生している案件は、個々の企業の経営上、どの程度の影響を受けるものであるのか。企業にとって、大きな割合を占める収益源でなければ、くじ引きを悪い影響とみなす必要はないと考えられる。

【委員長】 企業の業態によって異なるが、公共事業主体で営業している土木系事業者では、ほぼ全てを占めていることが結構多く、逆に、民間工事と半々、民間工事主体で営業している建築系事業者では影響が少ない。

【札幌市】 建築系は民間工事もあるが、土木・下水道・舗装は、札幌市・北海道・国も含めて公共工事を受注しないと企業経営が成り立たない。地方の中小企業は、国の大規模工事には参加できないため、市町村の工事が大半の収入源となっている。

【委員長】 土木系事業者にとっては、相当大きい影響がある。

【委員】 そういう背景があるのであれば、くじ引きは解消しなければならない。

【委員長】 札幌市のくじ引き発生率は、北海道の他市町村と比較すると各段に高い。札幌市は入札参加者が多く厳しい競争環境にあるが、他の自治体は指名競争入札を多く実施していることが要因だと思う。

【札幌市】 指名競争入札の場合は、発注金額によって参加人数を決められるが、一般競争入札は参加制限ができないため、競争率は何倍にもなる。

【委員長】 札幌市は、企業が平準化して受注できる仕組みづくりを導入しているか。

【札幌市】 総合評価方式においては、一部の評価項目においては、毎回加点するのではなく、一度加点されて落札すると、その後は加点しない仕組みを導入している。また、既に札幌市の工事を受注している企業を低く評価する工夫もしている。更に、同一企業が重複せずに複数工事の落札者を決定する一括審査方式を活用するなどの対策も講じている。

【委員長】 総合評価方式は応用範囲の裾野が広がるため、くじ引きを防止する様々な対策を打ちやすいと言える。全ての案件を総合評価方式にするには、どのような支障があるのか。

【札幌市】 1点目は、企業の技術資料等の作成に係る事務の煩雑化。2点目は発注者の技術評価等に係る審査事務の負担増。

【委員】 総合評価方式など入札制度に企業側の意見を汲み上げたりしているのか。

【札幌市】 業界団体との意見交換会における要望・意見等を反映している。

【委員】 総合評価方式の実施は、くじ引きが発生するよりは評判はいいのか。

【札幌市】 企業の多くは、簡単に入札に参加したい意向が強いが、価格競争ではなくくじ引きとなり、一方で、総合評価方式は手続きが煩雑となる。そのため、業界要望も、なかなか具体的な方策が示せず、「くじ引きをなくしてほしい」との表現に留まっているのが現状。本委員会で審議していただき、様々な御意見をいただきたい。

【委員長】 指名競争入札の復活の要望はあるのか。

【札幌市】 競争性の緩和が根底にあり、参加者が一番希望されていることと察しているが、入札の競争性・公平性・透明性の確保は入札の最も基本的な要素であり、これを崩すことはできない。

【委員長】 制限付一般競争入札において、地域要件や施工実績工事を細分化するなど、入札参加資格の制限を強化する取組みはしていないのか。

【札幌市】 従前は、応札可能者を20者以上確保することを前提として、要件を付していたが、本年、この下限を10者に緩和したことにより、施工実績や技術者の資格要件など、これまで以上に厳しい条件を付すことが可能となっている。また、地域要件の細分化については、過度な競争環境の改善を図るため、従前から取り組んでおり、生活道路の工事は市域を3区分にして、その地区に事業所のある企業に限定して参加できるように発注している。

【委員長】 くじ引きをどのように考えていくのか、減らしていくのかが、本委員会の大きな課題である。

【委員】 くじ引きの多発、総合評価方式の拡大により、企業の倒産・撤退が増加したか。

【札幌市】 最近、余り倒産がない。くじ引きに起因する倒産は聞いたことが無い。

【委員長】 元請で受注できない企業が増加しているが、下請に入って収益を上げているのが現状。

【札幌市】 札幌市では、冬期の除雪業務と夏期のアスファルト舗装の補修などの道路維持業務を一体化して発注しており、これらを担ってくださる多くの土木系・舗装系の建設事業者は、この維持業務の収益が経営上ある程度の割合を占めている印象があるが、維持業務をベースとしながら、手薄になる夏に工事を受注したいという意向が強い。

【委員長】 維持業務は経営事項審査の完成工事高に計上されるのか。

【札幌市】 業務として発注しており、いわゆる公共工事の完成工事高には計上されない。

【委員長】 資料に業種・等級別の落札率の表があり、A1からCまで等級があるが、各企業の等級は主として経営事項審査の完成工事高で決められ、その等級ごとに決められた金額範囲の工事しか受注できない仕組みになっている。

【札幌市】 土木工種のA2等級に格付けされた企業は、基本的に、告示でA2等級と条件付けされた工事にしか参加できないが、札幌市では、下位等級の2企業で経常共同企業体を組んで、上位等級の工事に参加できる制度も設けている。

【委員長】 複雑だ。維持業務だけでは上位のA1になれないので、工事と維持業務の両方を手掛けている。実際には、維持業務だけで経営している企業は余りないと思う。

【札幌市】 工事であれば、下請工事も完成工事高に計上される。また、札幌市の場合は、等級の格付けの際に除雪の実績も加味しているが、企業は自社の経営規模に見合った等級にいたいという意識が強い。

【委員長】 工事は、非常に複雑な競争条件になっている。いずれにしても、札幌市は、今後、市長公約も視野にいれて、総合評価方式の発注割合を高めていくことで、くじ引き防止の手段を増やしていく方針。

【札幌市】 市長が昨年、当選したとき、「価格だけによらない総合評価方式を増やすこと」と「市内企業の受注機会の拡大を図ること」を公約に掲げているので、4年後にその成果が問われる。

【委員長】 非常に大きなテーマである。引き続き、様々な状況を勘案しながら、議論し、くじ引きが減少するような方向になればいい。

エ 工事検査について

【委員長】 検査を行うのは工事管理室の検査員か。採点マニュアルはあるのか。

【札幌市】 工事管理室には検査員が 17 名おり、土木部門と営繕部門に分かれて検査している。検査基準を設け、検査項目の一覧表もホームページで公開しており、それらの書類をチェックしながら採点している。施行担当課の工事主任とその係長、検査員の 3 名で評価している。

【委員長】 施行担当課の職員も採点するのか。

【札幌市】 施行担当課の工事主任が 4 割分、その係長 2 割分、検査員が 4 割分の点数を持っており、評定点は合算した点数となる。

【委員長】 評定点が高いと何か利点があるのか。表彰もあるのか。

【札幌市】 総合評価方式で有利な評価を受けたり、成績重視型入札の参加資格を得ることができる。また、表彰制度もあり、表彰回数が多いと総合評価方式で高く加点される。

【委員】 部分検査や臨時検査などは誰が行うのか。その現場で評価するのか。

【札幌市】 同じ検査員がしゅん功検査までを行う。中間技術検査などは、メモを取り、最終的なしゅん功検査の際に加味している。

【委員長】 くい打ちが大きな問題となったが、それを踏まえて検査方式を見直したのか。

【札幌市】 施行担当課でマニュアルを作成し、工事の段階で工事主任がしっかり確認することとしている。

【委員長】 業界側から評定点について、意見や要望はあるか。

【札幌市】 採点に不満があれば、工事管理室に問い合わせがある。

【委員長】 苦情はあるのか。

【札幌市】 口頭で、年間に 10 件程度。

【委員長】 結構ある。

【札幌市】 企業は近年、成績評定に敏感である。総合評価方式の加点対象、成績重視型の入札参加条件になっているので、より一層従前以上に緊張感を持って採点しなければならない。

(4) 平成 28 年度委員会開催予定について

今年度の委員会開催予定について決定した。

(5) その他

次回の抽出工事の選定は武者委員が行うことを決定した。